

第6回 葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会

日 時：令和5年7月31日（月）

午前10時00分～午後0時20分

場 所：葛飾区役所 705・706 会議室

○委員長 皆さん、おはようございます。朝、お暑い中にお集まりいただきましてありがとうございます。まだ若干お集まりになつてしまつしやらない委員の皆さんのがいらつしやいますけれども、定刻でございますので始めさせていただければと思っております。これより第6回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会を開催したいと思います。なお、本日の会議につきましては議事録作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了解をいただければと思います。それでは傍聴者の確認をいたしますけど、傍聴者はいらつしやいますか。教育総務課長お願ひします。

○教育総務課長 傍聴希望者は2名です。

○委員長 2名の傍聴者がいるということでございましたけれども、許可をしてよろしいでしょうか。（一同 同意）

ご異存なしということで、傍聴者の入室をお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長 それでは、議事に入る前に、事務局より連絡がございます。よろしくお願ひします。

○教育総務課長 それではお許しをいただきまして、着座にてご案内申し上げます。

先ず1点目、委員の皆さまの出欠状況でございますけれども。本日ご欠席の連絡を頂戴いたしております。河原塚委員、大場委員、宗村委員、それから政策経営部長の吉本でございます。

2点目、資料の確認でございます。先ず事前に送付させていただいている資料の確認です。2点ございます。1点目が葛飾区教育振興基本計画の体系（案）。右肩に資料1と記載したものでございます。2点目が葛飾区教育振興基本計画（骨子案）。右肩に資料2と記載したものでございます。次に、本日机上に配付させていただいている資料です。次第、席次表、そして第7回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会の開催について。4点目が提出されたご意見ということでA4横の資料でございます。不足の資料がございましたらお申し付けいただければ幸いでございます。

続きまして、第5回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会の会議録についてでございますが、事前に送付させていただいております。修正などございましたら、会議終了後に事務局までお申し付けいただければ幸いでございます。修正した後に委員長以外の委員の方のお名前を伏せて、ホームページに掲載する予定でございます。また本日机上に置かせていただいている、提出されたご意見という資料については、6月20日に開催いたしました本委員会の議題につきまして、委員の皆さまから書面等によって頂戴いたしましたご意見への回答を書面でまとめたものでございますので、ご覧おきいただければ幸いでございます。私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。今の件で何かございましたらお願ひしたいですが、よろしいでしょうか。

傍聴の追加ということですが、よろしいでしょうか。教育総務課長。

○教育総務課長 新たに1名の傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴の方は3名となります。

○委員長 よろしいでしょうか。ではよろしくお願ひします。ご入室どうぞ。

○委員長 ありがとうございます。それでは傍聴の方も入っていただきましたので、審議を進めたいと思います。先ほど課長からもお話がありましたように皆さんから意見をいただいたことについて資料をまとめていただいておりますので、これを踏まえて、あとで議論をしていただければ有難いと思っております。それでは3番目の議題に入りたいと思います。資料1、葛飾区教育振興基本計画の体系案について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 体系案についてのご説明でございます。こちらについては、前回までの委員の皆さまのご意見を踏まえるとともに、事務局でも再度内容について点検、見直しを行ったところでございます。その結果前回の委員会から変更させていただいた箇所が生じております。変更点及び変更理由につきましては、第5回策定検討委員会からの変更箇所という資料をご覧いただければ存じます。こちらについてのご説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。体系案を若干手直ししたと言いますが、皆さんから意見をお聞きして修正したという案。そして変更箇所について、丁寧に変更前、変更後、その理由等について説明してありますので、ご覧いただけるのではないかと思います。以上の件について、皆さんからご質問等ございますでしょうか。

はい。ありがとうございます。またありましたら後ほどお願ひをしたいと思います。それでは、順次進めさせていただきます。

骨子案について説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長 資料2についてのご説明でございます。先ず全体を通して表記の統一でございます。「葛飾」という表記を「葛飾区」。そして「都」という表記を「東京都」に修正しております。その他の修正箇所でございます。先ず2ページをお開きください。1番の計画策定の趣旨でございます。こちら前回〇の数が7つございました。そのうち、前回の資料で申し上げますと〇の4つ目。具体的な記載内容は、「特に学力については、これまでのチャレンジ検定や葛飾区学力のびのびプラン等の取組を云々」、という表記がございましたけれども、事務局で検討いたしまして、削除してございます。

続いて6ページをご覧ください。1の(1)葛飾区の人口動向というところでございます。前回の資料では、令和5年度の数値について3月時点の数値を記載しておりましたが、4月1日時点の数値が明らかになったことに伴いまして、令和5年度の数値を4月1日時点に更新しております。

続いて9ページをご覧ください。こちら国や東京都の教育政策の動向ということでございますが、①国の動向については、経年順にそれぞれの事項を並べかえております。また特に今回内容を変更しておりませんが、第4期教育振興基本計画が6月に国によって閣議決定されているということを踏まえまして、次回こちらの記載内容をその閣議決定の内容に伴いまして、変更していく予定でございます。

続いて12ページをお開きください。「検証と評価」ということで記載をしておりますけれども、こちらについては全体を通して文言を精査しております。全体としては約2ページ程度、ページ数

が減少してございます。

続いて 59 ページをお開きください。第 3 章になります。前回まで第 3 章には、3 番として計画のコンセプトのページを設けておりました。資料を再作成する中で、今回 68 ページ第 4 章にコンセプトという言葉を基本理念という言葉に変更いたしまして、「1 基本理念」ということでページを移してございます。今後、「基本理念」という言葉を使うのか、「コンセプト」という言葉を使うのかということについてはご議論いただきながら、整理したいと考えております。

続いて 67 ページをお開きください。こちらから第 4 章でございます。68 ページをお開きください。「1 基本理念」としてございます。先ほどご説明したページの移し替えとなります。次回の策定検討委員会の前に、現計画に定めておりますコンセプトを継承すべきか否かも含めまして、複数の案を事務局で考えまして、委員の皆さまにご提案し、ご意見を頂戴いたしたいと予定しております。

69 ページをお開きください。「2 基本方針」。こちらにつきましては、3 つの基本方針を説明したページとしてございます。

70 ページと 71 ページをご覧ください。こちら資料 1 にまとめております、計画の体系案。ご議論をいただいた上で、その体系案をこの両ページに入れ込むというふうに考えてございます。

続きまして、72、73 ページでございます。こちらについては、これまでの策定検討委員会でご指摘を頂戴していたものでございます。基本方針であるとか、目指す方向性、これらについて、イメージが把握しにくいというご意見を頂戴しておりました。今回、図示をしてみました。委員の皆さま方のご理解の促進にお役立ていただければと考えております。

そして 74 ページ以降でございます。100 ページまででございますけれども。基本方針 1 から 4 まで、具体的な取組内容を文章でまとめたものをご用意しております。そして 101 ページからは第 5 章ということで、計画の推進をどのように進めていくか、1 から 4 までタイトルをつけましてまとめております。こちらについての補足事項はございません。雑駁ではございますけれども、資料全体の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。今までどういうイメージをもつかとか、どういうような流れになるか、皆さんからいろいろな意見をいただきました。それを踏まえまして、課長から全体の構想を大体こういうふうに考えてますよというイメージを説明いただけたかと思います。この後、出来ましたら、だいたい均等に委員の皆さんからご意見をいただければ有難いと思っております。とりわけご自分の専門の領域であるとか、ご关心のある点、あるいは全体を通してどうだということをおっしゃっていただければと思います。特にこちらの方でまとめていただいた、提出されたご意見の中に貴重な意見が出ていますので、それも併せてご指摘をいただければと思っております。全体を通して全員の皆さんにご意見をいただいた後に追加で質問とか、いろいろな問題点がありましたら、ご指摘をいただければと思っております。今までの議論を踏まえて、だいたいの構想、イメージが出来つつあるなと思っておりますので、今、お聞きしたところでございます。皆さん、事前に資料をお送りいただきましたので、今のようなご感想をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思いますので、やはり私達、委員としてこの計画を作っていくので、忌憚のないご意見をい

ただければ有難いと思っております。

1～2分おいた後から、大変恐縮なのですが、今のような進め方をさせていただきたいですけれども、その前に何か皆さんが確認しておきたいとか、これでどうなんだということがあれば、今の段階でおっしゃっていただきてもいいのですが。どうぞ委員お願ひします。

○委員 「目指す」という字なのですが、これは「指」でいいのですか。辞書などで調べると広辞苑もそうですけど、「目指す」の「指す」って、「差す」方が先に出ていて、勿論これでも目指すとは言いますけれども、普通の場合は「差す」という字の方だと思うので、何か特別な意味があつてこの字を使っているのかどうか。どうなのでしょうか。

○委員長 やはり、ひらがながよろしいという感じですか。

○委員 普段、目指すってこの指の方ではなくて、差すっていう字を使うはずなんんですけど、これを使ったというのは何か特別な意味があつて使われているのかどうかというのを確認をお願いいたします。

○教育総務課長 これまでのご議論の中でもひらがなを用いた方がいいのではないか、といったようなご指摘であるとか、漢字を用いた方がいいのではないかというご指摘をいただいた言葉が幾つかあります。そうした中でこちらになっているという認識であります。今、委員がおっしゃっていただいたことについては持ち帰って、確認いたします。

○委員長 よろしいでしょうか。また検討していただくということで。他にはどうですか。

○委員 資料2の9ページなんですけれども、国の動向のところに新学習指導要領の話が載っているのですが、その2段落目の4行目、「また情報活用能力を言語能力と同様に」と書いてあるのですが、学習指導要領には「言語能力や問題解決能力」と書いてあるのです。これは敢えて「問題解決能力」をここで外されたのは、何か理由があるんでしょうか。

○教育総務課長 敢えて外したということではございません。改めて精査をし、正しい表記に改めていきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 そうですね。今の委員のご指摘については、私もちよつと現物がないので間違うといけませんけれども、学習指導要領の総則にそういう位置付けがされていまして、言語能力、情報活用能力、あるいは問題解決能力という言葉が使われているところがあるんですね。その点で今、委員がご指摘されたと思いますので、確認していただきたいと思います。総則の中にきちんと位置付けがされていると思います。今の段階で順にご意見を言っていただく前に何かお聞きになる事がありましたら、お願ひします。じゃあ、よろしいでしょうか。

○委員 もう1点いいですか。

○委員長 どうぞお願ひします。

○委員 54ページの○の2番目。「区内の文化財や歴史的な価値のあるものを巡って云々」と書いてあって、文化財に対する知識の向上と葛飾区への愛情を深める「文化財めぐり」についてのところに「情報紙「かつしかの文化財」については年4回発行し、区内の文化財について情報を発信しました」と書いてありますが、これを見ると区が発行しているようにも見えるんですけども。こ

れ、発行しているところは違うでしょう。これを発行しているのは文化財保護推進委員ですよね。その辺りどうなっていますか。

○委員長 生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長 生涯学習課長でございます。推進委員の皆さまのご協力を得ながら、区博物館の方で編集発行させていただいているものでございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 出所の確認がありました。ありがとうございます。他にどうでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは順次ご意見をいただきますので、また言い足りなかつたということがあつたら、一通りお話をいただきながら忌憚なきご意見をいただければと思っております。では大変恐縮ですけれども、委員からどうぞお願ひいたします。

○委員 資料作成ありがとうございました。体育協会から1点なんですかと、実は東京都の体育協会が「スポーツ協会」に改名をするということが決定しております、それに伴って、葛飾区も登記はまだなのですが、来年度には「一般社団法人葛飾区スポーツ協会」に改名する予定なのです。そうするとこちらが実際に発行される頃には、もしかしたら名前が変わっているということで、資料を作つていただいても結構変わる箇所があるなということを気付きましたので、今から情報提供でお話をさせていただきました。葛飾区スポーツ協会と改名するに当たって、また活動の範囲を広げていきたいと思っていますので、連携してやって行ければと思っています。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。そうですね。スポーツ協会に変わるということで、私もちよつとその辺は素人なのですから、耳にするところです。いいご指摘だと思います。たぶん担当課でもご理解していただいているのでしょうかね。スポーツ協会と名称変更する予定というお話をでした。いい情報をいただきましてありがとうございました。では、委員お願いします。

○委員 お世話になります。こちらの資料ありがとうございます。ちょっと私もにわかですけど、教育のことを勉強しておりますところで、何が正解なのかということで非常に難しい課題であり、子ども達のために非常に役に立つことだなと思って取り組んでいます。そういう中でこの資料を拝見して3点程ございまして、先ず、前の資料からなのですから、資料2の3ページ目。計画の位置付けというところで、国、東京都、葛飾区のいろいろな法案ですか、理論ですか、そういうところがここに盛り込まれています。それに対して、9ページ目の下段の方に第4期教育振興基本計画（答申）というところで、文科省中教審の方で決定された方針がございます。ここの2点ですね、2040年以降の世界を見据えた持続可能な社会の創り手の育成及びウェルビーイングの向上の2点があつて、こちらは今、我々保護者世代としても将来的に非常に子ども達にとってこういう力が付くとよいと思っております。ここが葛飾の教育プランにどういうふうに反映されているかというところが、恐らく全体に反映されると想像するのですけれども、ちょっと可視化ができていないかなと思いました。ですので、これがこういうふうに葛飾区の教育の方針に反映されているというのが図式化出来ると、もう少し納得感ができるかなと思いました。

もう一つが72ページ目です。こちらも概念図を書いていただいて、この基本方針1、2、3の

挿図が書かれております。72 ページのところで、年代に分かれて、幼児期・学童期・青年期・高齢期まで書かれていて、基本方針 1 は、いわゆる 15 歳以下の子どもに向けての方針ですよというところがよく分かります。基本方針 2 のところが、高齢の方まで含めた方針であることは理解できます。一方で基本方針 3 と 2 の挿図の違いがちょっとこの図だと分かりづらくてですね、3 と 2 の違いでいうと、葛飾区のコンセプトを含まれているかどうかというところなんですけれども、コンセプトは全体に反映されるものだと思いますので、ぱっと基本方針 2 と 3 のズレがイメージがつかなかつたので、何か工夫出来るといいかなと思いました。

3 点目が、ちょっと細かい話なのですけれども、75 ページの③主体性・協働性を育む教育の充実というところで表が書かれておりまして、授業のことが書かれております。ここの葛飾教師の授業スタンダードというところで、区立の小中の教師の授業の進め方を統一するというふうにあります。これがちょっと、一文で書かれているのですけれども、結構すごい事だと思っていて、どういうふうに統一されていくのかとか、その統一の目的ということを伺いたいと思いました。私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。どうでしょうか。今の 3 点について事務局から何かお答えになることがありましたら。可視化の問題。発達に関して全体のイメージ。それから統一という言葉はどうでしょうかということでした。教育総務課長お願いします。

○教育総務課長 先ず中教審の答申との兼ね合いでございます。9 ページでは国の基本計画の考え方を改めてここに示しております。それと区の具体的な取組との関連ということでご質問ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員 そうですね。

○教育総務課長 中教審の答申との兼ね合いで言いますと、第 4 章の中でも個別のキーワードが出て来ております。例えば 74 ページに「基本方針 1 目指す方向性」ということで、ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成。今回、この「ウェルビーイングを目指した」という言葉を意図的に使うなどしています。その他、個別最適な学びとか、協働的な学び、そういったキーワードを示しておりますけれども、個別の授業の取組に当たっても、そうした視点を設けながら取り組んでいく旨を、各ページに盛り込んでいるというところでご理解いただければと思っております。

それから 72 ページ、73 ページの概念図のところ、分かりづらいというお話をいただきました。特に基本方針 2 と 3 の区分けのところです。今いただいたご意見をもとに一度持ち帰って、より分かりやすく出来るかどうか考えてみたいと思っております。

○委員長 3 つ目。72 ページの統一という言葉についてご指摘があったのですが、この件に関しては、いかがですか。

○指導室長 指導室長でございます。葛飾教師の授業スタンダードについての「統一」という文言でございますが、もともとこの葛飾教師の授業スタンダードにつきましては、小・中学校の学びの流れ、小学校ですと 45 分間、中学校 50 分間の学びの流れですね。目当ての提示、そしてその授業の振り返り、何が分かったか、何が身に付いたか、次への課題のように、その学び方の流れを区内の小・中学校でその段差がないように学び方の統一といいますか、教師がスタンダードに基づいて

授業を進めることで子ども達が安心してその授業の流れ、学び方の流れをスムーズに行う、自然な流れにしていくということでございます。これから統一していくというよりは、今ある形、この取組も既に 10 年になりますので、一定の定着は図られていると認識をしておりまして、意図としては今後もその流れを継続していきましょうという意味での「統一」という文言を使用しているというところでございます。以上でございます。

○委員長 どうぞ。委員。

○委員 ありがとうございます。そうですね。先にこの中教審の答申の方の 2 つの方針については、確かにキーワードが散りばめられているなということは私も拝見しました。一方で、これが今回の、今後 5 年の方針の軸になるのではないかと思うので、これが何か区民の皆さん向けにキャッチーな何かが合わされると良いのではないかと思いましたので、ご検討いただければ幸いです。

75 ページの統一という文言ですね。こちらは学習指導要領とか、そういったところで、先生の教え方を教育委員会の方から提示されていると思うのですが、その取組の延長線という理解でよろしいでしょうか。一つ気になったのが、例えば先生の指導の力にはばらつきがあって、それを何か是正するための取組だったりするのかなと勘ぐったんすけれども。

○委員長 指導室長、お願ひします。

○指導室長 もちろん、教師の指導力はまだまだばらつきがある現実もございます。ですので、そこを一定のレベルを補完するといった意味も含まれてはおります。しかしながら、これを敢えて子ども達の「かつしかっ子」の学習スタイルということで、この授業スタイルと学習スタイルというものはリンクしているわけですけれども、教員も 1 時間の流れをきちんと意識をする、子ども達も学習スタイルをきちんと学ぶということで、全ての子ども達に授業の質を保障するという意味合いもございます。以上でございます。

○委員 承知しました。PTA の保護者の立場からしても、先生によって言い方は良くないですが、当たりはずれと言いますか。というのは、保護者会でよく話題になってしまふんですね。そこをちょっと、忌憚のない意見を言ってしまったのですけれども。何か協力出来ることがあれば協力したいと思っておりますので、より良くなるように基本的には思っております。

○委員長 ありがとうございます。私は委員長という立場ですけれども、教育学をやっている立場として申し上げると、委員の発想というのはすごくよく分かる話なんですね。つまり、統一というのが、授業を進めることを統一していいのかという意識があると思うのです。今の学習指導要領では、主体的に子ども達は学ぶということは当然、誰でも分かっていることなんですけれども、それは基本ですので、じゃあ、統一といつても統一出来るのかという考え方もあるんですね。そういう意味で、今はどちらかというと授業の進め方を教師が創意工夫するとか、考え方を新たにして子ども達と一緒に学ぶとか、そういう発想に変わっていっている部分もありますので、よろしければ、「統一」という言葉をちょっと検討していただければ有難いなという気がします。その点を委員はおっしゃりたかったのではないかと思います。

○委員 ありがとうございます。やはりそこでして、いわゆる教育の IT 化というところで、例えば、本当にタブレットとビデオと授業で見えるところはそうしてしまってもいいと思うんですね。

一方で先生が時間を割くことで個別に対応するですか、人間を育てるというところに時間を割いていただると、より教育効果が増すのではないかなど私は思います。

○委員長 よろしいでしょうか。本当に余計な事を申し上げて失礼だったんですけれども、事務局が「統一」というのも分からなくもなくて、やはり小・中学校の教育というのは義務教育で、基礎・基本をしっかりと教えなくてはならないというところもあるのです。こういうところを外れてしまうと、そういうことがなくなってしまうので、それも含めて「統一」という言葉を使われているかもしれませんので、ちょっと検討していただければと思います。委員に3点、大事な指摘をいただきましたので、ご検討を進めていただければと思っております。続きまして、委員お願いします。

○委員 日頃より葛飾区の中学校に通う生徒のためにご尽力をいただきまして本当にありがとうございます。私からは大きく2点お話をさせていただきたいと思っております。1点目が、教育振興基本計画の体系案の中の2番目。その中の（2）、③学校と連携する体制の整備の中にPTA活動の支援。その他学校運営協議会の設置や学校地域応援団活動支援というものがあるんですけれども、PTAはそもそも学校の中の保護者の中で作られている組織ということで、学校の支援であったり、地域、日頃より生徒を見ていただいている地域の方々と連携することが多いです。行政とも方向性をある程度一定の方向を向いて活動をするということが大事なのかなと思っていますけれども、コロナ禍で約3年間活動が出来なくなっていた中で、今年度、だいぶPTAの活動も活発化になってきたところで、課題もいろいろ出てきておりまして、小学校でPTA活動をされてこなかった方が中学校にお子様を入学させてもPTAの活動というものがあまりよく見えていないのか、それともメディアで採り上げられている「任意団体だ」というところが大きく採り上げられている中で、葛飾区としてはPTAというものをどのように捉えて、どのように連携を今後されていくかと思っておるのか、ビジョンをお示しいただければ有難いというところが1点でございます。

2点目が資料の2でございますけれども、30ページでございます。学校と地域との連携に対する小・中保護者の意欲と小・中教員の期待というものがグラフ化されているものなんですけれども、かなり乖離があるなと思っておりまして、この辺も埋めていっていかないと困るなというところでございます。それぞれのPTAの広報がやっておりますけれども、全体の広報力というのはかなり弱いところがあるのかなと思っておりまして、こういうところも行政に何とかご支援をいただきながら、PTAの今置かれている課題、子ども達への環境整備といった面で、まだまだPTAと行政との距離感を縮めていかないといけないなと思っているんですけども、この点についてお聞かせいただければと思います。

○委員長 2点。体系案とアンケートのところでしたね。担当課の方で説明ございますでしょうか。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。2点、ご質問、ご意見をいただきました。先ず、学校・PTA・地域、それぞれ三者一体でございます。学校の方でも十分ご理解をいただいていると思います。地域の方もPTAの方も十分そこは存じあげていると思うのですけれども、区もこの三者の関係というのは非常に重要なと思っております。ですので、学校が目指すべき方向性について地域の方、PTAの方にご協力をいただきながら活動していく、それに対して区が支援していくと

いう形で考えております。それは今後もそのような形で進めさせていただきたいと思っております。

また広報力。先ほど、小学校でPTAをやってない方が中学校でPTAは何をやっているのか分からなかったと言った部分もありました。今年度、小学校向けに「PTAってこんなところだよ」というところで、C4th home&schoolを使って周知をいたしました。更に発展して、中学校でも同じような形でPTAの周知を図って行こうと思っています。また広報力につきましては、地域教育課でPTA向けの研修、これが一番の力を入れているところは「広報研修」とということで、「PR力を付ける」ですとか、集中力を身に付けていただくような研修というのを支援しておりますので、ぜひこういった研修も参加していただきながら、広報力を付けていただきたい。また、それにあわせて区の方でもPTAの方のご意見をいただきながら、どんな支援が今後可能なのかも検討させていただければと思っております。以上です。

○委員長 はい。よろしいでしょうか。どうぞ委員。

○委員 ありがとうございます。今年度からの新たな取組については、中P連としてもかなり期待するところでございます。もっと深く言うと、結局、子どもを中学校に通わせている保護者への教育、考え方の提示。ちょっと言葉を選んでいますけれども、親への教育といいますか、そういうものは、PTAしかアクセスするところが基本的にはないのかなと思っていまして、もうちょっと深く、初めてのお子さんに限らず、現状の行政としての教育の考え方をリアルタイムに保護者の方に伝えられるツールとしてPTAも使っていただければいいのかなと思います。

○委員長 建設的なご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。では、委員お願いします。

○委員 私から、簡単なところ2点です。先ほど委員からご指摘があった「目指す」については、私は「指す」で問題ないかなと思っています。一般的な文章などは全てこの書きぶりで使われているので、私はこちらでよろしいかなと思っております。もう一つは資料2の12ページ辺り。基本方針1の辺りから突然文字フォントが変わってしまうところがあります。基本方針1ですとか、基本方針2もですけど少し字体が違うような気がして、大変些細なことではあるのですけど、気になってしましました。3点目は、基本理念について。これは恐らく1回目の委員会から議論になっている、全体を通してあればいいですね、というコンセプトを、このように外出ししていただいたのだろうと思っているのですけれども、複数案があるということを先ほど伺いました。何か、概要ですか、どういうイメージで作られているのかということを少し伺えたらと思っております。以上です。

○委員長 そうですね。一つ目のところはご指摘のとおりだと思いますし、フォントの違う点はまたご検討いただけだと有難いです。3点目の基本理念のところは、今イメージするところをご説明いただけますでしょうか。課長お願いします。

○教育総務課長 教育総務課長です。今、私共が考えているのは、第5章まで、本日ご用意した全体を通して、特にこの5年間で取り組んでいくという点においては第4章に記載している細かな取組の事業等を含めまして、これら、もし委員の皆さん方にご了承いただいたあつきには、それらを簡潔に取組として言い表して、そして多くの区民の皆さんに区としての取組方針をご理解いただ

くための、今回「基本理念」という少し固い言葉を使ってしまいましたが、言い換えるならば「スローガン」とか、そうしたイメージの一行、二行の中身を総括するような言葉に出来れば、分かりやすいのかなと。細かなページ数、ずっと読んでも分かるようにしなくてはいけないのですけれども。特に第4章に書き記されている内容が一言、二言で、こういった考え方なんですよというものが表明できればよろしいのかなというふうに事務局としては考えているところでございます。

○委員 承知しました。ありがとうございます。この中にこれまでの議論で出てきたいいろいろなキーワード。「多様性」とか、「ジェンダー平等」ですとか、そういうものが入ってきたらいいなと願っております。また次回以降、お示しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。委員がご指摘されたところ、大事なところで、特に第2章までが今までのデータに基づいた実像を表しているわけですよね。第3章からこれからを目指す教育について構想していこうというところ。たぶん事務局の方も、我々委員の意見を聞きながら構想をまとめていこうという途上にあるのではないかと思っております。ですからちょっと空欄があつたりしていますので、そこら辺りと埋めていただくと、次回辺りにまたきちつとした、委員の疑問に答えられるような中身が出てくるのではないかと思って理解したところでした。またぜひよろしくお願ひしたいと思います。続きまして、委員お願ひいたします。

○委員 お世話になっております。幼稚園が学校という考え方がなかなか難しいというのは、幼稚園の特性として、座学ではなくて、体験から学ぶ。主体的な行動で人と関わったり、自分でやりたいことに取り組んだりしながら、学ぶというスタイル。そういう学びの実態でありますので、ただ遊んでいるだけじゃないかって捉えられないこともないので、なかなか教育としてご理解いただけない部分もあるのではないかと思っていたのですけれども、この会に参加させていただいて「幼稚園も学校ですよ」ということを何回も言っていただいたことを本当に嬉しく思いました。それで、この中にも 72 ページの葛飾区の教育の中にも幼児期が学校として入っている、教育という状況の中にしっかりとあることを嬉しいなと思っております。ただ、84 ページのを目指す方向性の中で、そこに学校として区として幼児期も含めて教育をしていきましょうという考え方で行っていただけるのであれば、施策の 1 のところに児童・生徒が安全で、というところに「幼児」も加えていただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。そうですね。特に 84 ページ、今ご指摘がありましたけれども、そこについてはいかがですか。指導室長どうぞ。

○指導室長 指導室長でございます。学習環境の充実の欄、冒頭のところでございますね。こちら持ち帰らせていただきまして、幼児、児童、生徒が安全で良好な環境ということを検討させていただきます。以上でございます。

○委員長 そうですね。今の件で委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。今の様にこの文言の中に、これは、あとでまた調整しなければいけないと思います。子どもがとか、あるいは児童・生徒がとか、子ども達はとか、文脈の中で使われ方があります。今の様に幼児から、例えば、児童福祉の関係では、児童という言葉は 0 歳から 18 歳までの概念で使われていたりするわけです。そういう意味で、法的なバックも踏ました時にどういうふうな概念で言葉が使われているか、

ということを踏まえた時には、委員がご指摘された児童が入るということになると、児童、生徒という言葉ではちょっと難しいだろうなというようなところもありますので、ご検討いただければと思います。非常に大事な指摘をいただきましてありがとうございます。どうぞ。担当課長お願ひします。

○学校施設担当課長 学校施設担当課長でございます。学習環境について、施設は小学校や中学校だけではなく、幼稚園も含まれます。また、児童・生徒だけでなく園児も日々暮らすところでございます。少し表現を工夫させていただきます。ありがとうございます。

○委員長 ご理解いただいてありがとうございます。よろしいでしょうか。小・中学校の方からよろしくお願ひします。委員お願ひします。

○委員 ちょっと臨海学校へ行ってまして、頑張りすぎて声を枯らしてしまいました。申し訳ありません。あまり喋らない様にと考えていたのですが、一点だけ今日はお伝えさせていただきます。基本方針1の（3）の②80ページですね。不登校に係る支援の充実ということで、事業名が「不登校支援プロジェクト」ということでございました。私は前任校で、唯一、小学校適応教室があったところなのですけれども。その指導員の呼び方を「不登校支援員」と言ったらおかしいだろうということで、「登校支援員」という呼び方にしたんですね。で、40ページの方を拝見しますと、葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード。「支援」という言葉が付くなら、児童・生徒、または、不登校者とか、対象の児童・生徒が入っている方がいいのかなというふうにも思うのですが。ちょっと屁理屈な感じですけれども、その点、もう一度ご検討いただけるといいのかなと。事業名で言うと「不登校者支援プロジェクト」とか「不登校児童・生徒支援プロジェクト」とか。こちらの方が、現場の者としてはスムーズに受け取れるのかなと思いました。以上です。

○委員長 どうでしょうか。誤解を招かない表記というのは、大事なご指摘だと思うのですけれども。担当課から何かご説明はございますか。どうぞ。学校教育支援担当課長。

○学校教育支援課長 こちらは、学校教育支援担当課で検討させていただきました。前回の会議で、「不登校対策」という言葉を使用していた点についてご指摘をいたいで、確かにその「対策」というのは、総合教育センターで取り組んでいる計画事業の段階では「対策」という名称を使っていたのですが、不登校というものを支援していく、自立を支援するという立場でということで、「支援」という言葉に切替えさせていただいている。ただ、不登校者だと、どこまでの範囲の対象を指すのかということ自体が少し難しいのかなとも思いますので、そちらの方については検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

○委員長 委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。また何かありましたら、あとでご指摘ください。よろしくお願ひします。では、委員お願ひします。

○委員 よろしくお願ひします。意見というか、今の現状からの私の思い、感想なのですけれども。骨子案の41ページの日本語指導の充実に関して、令和4年度の途中まで感染症の拡大状況もあって、人の流入がかなり抑制されていた状況などがありました。それが今はかなり人の行き来も激しく、流入も多くなって、様子を見ていて、この表の中でも令和元年度の時はこのような状況で、中学校の方に外国籍の方で日本語が全く分からず、ただ住所が存在する所で学齢期の子で学校に通

つてくる。全く言葉が分からぬというのがこれから加速度的に増えて来るかなということが予想されるのではないかと思います。私が以前、前任校のところでは、実を言うと学校の在籍数の1割弱が外国籍で日本語が分からぬ方で、休み時間になると日本語ではなくて、他の国の言葉がすごい勢いで飛び交うような、そういうような学校もありました。経済の活性化をしていく中で、日本語の指導が必要な生徒というのは物すごく増えてくると思うので、ここの文言のところも「更なる環境整備が必要です」というふうに、環境整備が必要となっていますので、現在では初期指導が必要な子は「日本語ステップアップ教室」。3か月くらいか、4か月。そして、その後、「日本語学級」という事で幾つかの学校に設置されている日本語学級で学ぶのですけれども、ゆくゆくは、本当に人数が多くなってきたら、行っていただくのではなく、学校の中である程度、我々教員も少し対応していかなくては。東京都の事業として、実は物すごく数が多い学校には日本語指導の加配、教育の方を一人多く増やしてくれます。そういう措置もあるのですけれども、区独自としても環境整備ということで、ゆくゆくはそういう対応が必要になる。今も対応しているのですけれども、更にプラスした対応が必要になってくるかなというのは、最近の様子を見て感じました。以上です。

○委員長　はい。ありがとうございました。現状に対して、もうちょっと加配等の配慮ということで。担当課の説明、どうぞお願いします。

○学校教育支援担当課長　ありがとうございます。データでございますとおり、コロナの影響で通室することを非常に躊躇われている保護者の方が多かった現状があり、令和2年度、3年度と非常に人数が減少した傾向がございましたが、今、活動は停止していないので、逆に言うと増加傾向にあることは、お話をいただいたとおりでございます。こちらの更なる環境整備という点においては、こういう設置するような中身の充実の問題と、あとは校内に日本語指導のコーディネーターがおります。こちらは1名で配置させていただいている、先生方でご指名させていただいているものでございますが、そちらの方々がどのように校内で機能しているかということも重要なポイントかとなってございます。その点については、今後、検討委員会もございますので、そちらの方で対策を練っていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

○委員長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、委員からお願いいたします。

○委員　資料ありがとうございます。我々も様々な東京都の教育委員会からの政策、新しい事業などを高校あるいは特別支援学校の方に話しながら、良い教育に繋げるようにという形で進めています。この基本計画も皆さんとギリギリまで一緒に検討していきながら、これから打ち出していくということになると思うのですけれども、これをこの形でやっていく、この計画がきちんと多くの方に浸透していく、教育に携わる人達だけじゃなくて、本当に区民の皆さんにもしっかりと浸透していくことが非常に大事だなと思っています。この中身というよりは、私はこれを如何に分かりやすく浸透させていくかということと、今、委員のお話にもあったんですが、都立特別支援学校においても外国籍、外国ルーツのお子さん達、保護者の皆さん、非常に多くなっております。そういう方々にも分かりやすく伝えるにはどうしたらいいかというようなものですとか、特に特別支援学校においては「分かりやすい版」のようなものですかね、簡易なものといいますか。そういうものをこの冊子以外に、データですか、そういうもので提示していただくような取組をお考えか

どうかを聞きたいかなと思います。先ほどフォントの話もあったのですが、今、ユニバーサルデザインフォントというのもたくさん出ておりまして、そういうしたものも、見えやすさに活用出来るのではないかなと考えました。以上です。

○委員長 見せ方の問題とか、概要版を作ってはどうかという事。この件について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長 現行の計画につきましても、100 ページを超える膨大な冊子でまとめているのですけれども、現在、概要版といった形で簡易なものをご用意して、いろいろな機会を捉えて区民の皆さまなどにご覧いただくようなことをしてございます。そしてまた、ホームページにも非常に量が多いのですけれども、この冊子そのものをアップするなどしてございます。とかく、区長によく怒られるんですけれども、PRが下手じゃないか、ということも常に言われておりますので、委員から改めてご指摘をいただきましたことも踏まえて、新計画についてもしっかりと知っていただく努力というのは今後も、策定して終わりではなく、毎年毎年、こうした視点をもってPRしていくといふと思っております。それからユニバーサルデザインの件は言わずもがなというところでございます。改めてご指摘を頂戴いたしましたので、全ての方にご覧いただける努力の一環として、こうした技術的な工夫もしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 大事な指摘をいただきました。いい概要版が出来たらと思います。ありがとうございました。それでは、委員お願いします。

○委員 よろしくお願ひします。私は、第3章の葛飾区が目指すこれからの教育について、先ず意見を言いたいと思います。ここでは、葛飾区教育大綱と教育委員会の教育目標、これはもう出来上がった文章ですので、このまま掲載されていい部分だと思います。

3番SDGsの目標を目指す教育。それから4番、子どもの最善の利益に配慮した教育。この2つの文章について、もう少し深めると言いますか、SDGsと子どもの権利条約について理解を深めて、そして、4章の計画の基本理念に反映するべきだと思います。先ずSDGsの目標なんですが、これは「誰一人取り残さない社会」を作る、それが持続可能な目標である社会であるっていう国連の目標ですよね。持続可能な誰一人取り残さない社会を作るために質の高い教育をみんなに。全ての人に健康と福祉を。ジェンダー平等を達成しよう。パートナーシップで目標を達成しよう。このことについて、もう少し深めて考えたものが欲しいなと思っておりまして、質の高い教育をみんなに。ということは、学校に行けないとか、行かない子どもにも質の高い教育が保障されるべきだし、外国籍の子どもとか、日本語を母語としない子、それから子ども時代に十分な教育を受けられなかった大人にも、こうした質の高い教育が必要なんだという事をしっかりと認識する必要があると思います。

それから4番の子どもの最善の利益に配慮した教育。このタイトルなんですが、「配慮した教育」というのは、何かすごく上から目線で、文言としておかしいんじゃないかなと思います。「子どもの最善の利益を実現する」とか、あるいは、「子どもの権利を実現する教育」を目指すべきではないかなと思います。子どもの権利条約につきましては、子どもの最善の利益というのは4つある基本理念のうちのひとつでしかなくて、その他に3つあるわけですよね。差別の禁止、生命・

発育の保障と、子どもの最善の利益、子どもの意見表明権・参加する権利という4つの分野があるわけでして、子どもの最善の利益ということを一番重要な重視するというのは分かるんですけれども、他の3つに何の言及もないというのはおかしな気もします。それからまた別の面から、ユニセフのホームページに出ているのですけれども、子どもの権利とは何かというのも4つに分類されておりまして、生きる権利、守られる権利、育つ権利、それから意見表明権・参加する権利というこの4つが言われております。この基本理念にも権利の4分野でも出てくる意見表明権・参加する権利というのが、この骨子案全体を通して全く意識されていないと思います。意見表明権・子どもの参加する権利というものを柱に、理念として立てていないが故にいろいろなおかしなところがあるなと思っていまして、一つは、69ページの基本方針。（1）子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育ということで、子ども達が自ら、ウェルビーイングと将来の持続可能な社会について、この2つを出しているのは分かるんですけれども、そういう生きる力を培う、その為に校長の適切なマネージメントによる組織的な学校運営。こういう上から目線で言うんですか。そうじやないんじゃないかな。子どもの声を聞く学校運営、子どもの意見を反映する学校であるかどうかということが基本方針として提示されなければ、子どもの権利条約を反映するとは言えないんじゃないかなと思います。先ほど申し上げた、誰も取り残さない社会、SDGsとかですね。あと子どもの参加する権利というものをやっぱり基本理念として据えないと、いろいろなものがポロポロ落ちるなと思っております。

例えばですね、子どもの貧困問題。これについて全く取り上げてないじゃないかということは、たぶん第1回の会議から、恐らく民生児童委員代表の委員の方からご指摘があったと思うんですけれども。子どもの貧困、貧困の連鎖の中にいる子どもの権利が侵害されている、それを何とかしようと。その貧困の連鎖の中にいる子どもを何とか支援しようっていう取組が、基礎学習、85ページの3番学びの機会の充実、その表のタイトルが「学習支援事業（基礎学力定着講座）」とあります、福祉部が実施している基礎学力定着講座について教育委員会も連携して取り組みます。この視点ですね。福祉部が実施している。事実かもしれませんけれども、教育委員会として子どもの貧困、貧困の連鎖の中にいる子どもを何とか救い出そう、低学力の状態から支援して救い出そうという取組について、こういうスタンスでいいのかって、私はちょっと愕然としました。あと、権利侵害が起きた時の救済機関。いじめについてもそうですし、教師による不適切な指導、体罰ですとか、部活動における暴力。こういった事態が起きた時に子どもの権利をどう回復するのかっていう救済機関についても全く検討されていないというところが問題だと思いました。以上です。

○委員長　根本的な話をいただきました。ありがとうございます。体系、大綱、それから目標。特に3、4について、SDGsの目指す教育、それから子どもの最善の利益に配慮した教育、特に権利の問題、大事なところに触れていただきました。今の件について、担当課の方で今コメントがあったら、どうぞ。総務課長お願いします。

○教育総務課長　教育総務課長です。先ず64ページ。66ページ辺りのご指摘でございます。SDGsをどこまで書き込むかというお話だと思います。記載が不足している点もあるのかもしれないというご指摘の中では、私共としては、64ページで、真ん中よりも下になりますけれども、区全体

としてはこうした取組、それからそれを踏まえた教育委員会での今後の取組の考え方、目標を達成出来るよう推進していくという宣言をしております。こうしたことで、このSDGsの取組を各政策、施策、事業でしっかりと行っていく旨の宣言をしていると考え、この記述にしているというところでございます。

4番の最善の利益に「配慮した」という言葉ではございますけれども、こちら「実現」等の言葉、よりよい言葉があるのではないかという点については改めて考えたいと思っております。こちらについてもSDGsと同様といったらおかしいかもしれませんけれども、先ず条約の考え方をしっかりとここでおさらいをし、そして区で現在取り組もうとしている「子どもの権利条例」。まだ制定はされておりません。今後、区議会に議決をいただけたあつきには、その条例を尊重していくということになりますけれども、仮にそうなった場合については、最後の段落で記載をしておりますけれども、都が条例にうたう内容について、それらをしっかりと踏まえながら、子どもの健やかな成長を支えるための取組を進めていくということで、こちらについても私共の考え、それから決意というものを表明している。このように認識をしているところでございます。2点については、以上です。

○委員長 他の担当課の方、何か説明がありましたら。どうぞ、指導室長お願いします。

○指導室長 ご指摘いただきましたページでいきますと、85ページ、学習支援事業でございます。こちらの事業につきましては、必ずしもそういった家庭の経済的背景を条件にしているものではございません。福祉部が仕組みとして民間に委託をいたしまして、こういった、言ってみれば塾と言いますか、学校以外で学ぶ機会も設けて、希望者を募り、実施をしているところでございます。ですので、この子どもの貧困に効果という言葉が適當かどうかは判断できかねる部分もあるのですけれども、そういった家庭環境にある子の底上げを図ろうとか、そういった家庭にかかる状況については条件としておりませんので、ご希望した家庭には先ずご参加をしていただいているという点、もちろん、教育委員会が全く福祉部に任せているということではなく、その学習の取組の内容ですか、また各校の参加状況、希望者の数ですか、そういった参加状況を含めて、学校に対する指導・助言も継続して行っているということですので、必ずしも福祉部に任せているとか、貧困について全く考えていないとか、そういったことではないということはご理解をいただきたいのですが、表現につきましては、もう少し、そういったところが伝わりますように、検討する必要があるかということを、今お話を伺いまして、感じたところでございます。以上でございます。

○委員長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 書面での質問というのを今の学習支援事業について質問させていただいて、お答えをいただいているわけなんですねけれども。この事業、3年半、3億円以上のお金を使ってやられているんですね。私、ご質問したのは、元々はNPOがやっていた、学校の校長先生と二人三脚で、低学力がニアイコール貧困であるという問題意識から出発している事業なんですね。それをプロポーザル方式で業者を選定した結果、NPOは排除されまして、株式会社が全て落札しました。その結果がどうなったのかということを私は質問したんですけども、それに対するお答えはないわけなんです。そういう貧困の連鎖から子どもを救おうという意思をもって対応してきたNPOがやっていた時

と、その後、プロポーザルで選ばれた株式会社に移行した後、子ども達はどうなったのですか。たくさんの子ども達が喜んで来たのですか。で、その授業に参加した子ども達は、かつてNPOがやっていた時のように自己肯定感を回復して、生きる力を培って、なかなかそういった情報に恵まれないダブルワーク、トリプルワークで働いているような一人親のような、そういった状況の中で、頑張って子育てしている保護者もこの事業によってちゃんと救われて子どもの将来について希望を持てる、そういう効果があったのですか、ということを私は聞きたかったんです。以上です。

○委員長 非常に重い話というか大事な話で、何か答えられることはございますか。たぶん、事業選定の事とかはその過程については割とクローズにされている部分もあるのかもしれませんね。では、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長 今、事務事業執行方法という内容についてのお尋ねでございました。私共としても事前にご意見をいただいた中で、この策定検討委員会で取り上げていただいて、委員の皆さんにご議論いただくもの。そして、そうではないものということで、ご意見の仕分けをさせていただいたところでございます。事前に本日お配りした資料の中で記載のとおりのご回答ですけれども、ご意見については、所管課に区長部局にお伝えしていくということでお取り扱いをしたいと考えてございます。この策定検討委員会の中でその執行方法等について議論を深めることについてはどうなのかなという考え方を持っている所でございます。以上です。

○委員長 はい。今、委員がご指摘された部分は、非常に幅広い部分が含まれています。その点を踏まえて今の教育総務課長のご回答だろうと思います。特にこのご意見の3のところに書いてある理念について、ご指摘がございました。よろしければ、先ほど、委員からご指摘がありました64ページの3のところ、それから66ページの子どもの権利に関すること。これら辺りについては、もう少し分かりやすく文章を構成してご検討いただけすると、分かりやすい表記というか。特に子どもの権利の中で意見表明権というのは非常に重要な指摘なんですね。もしよろしければ、私もどこかに触れているんですけども、ここにも最後に葛飾区の権利のこと、これから検討する議案提案もあるということでしたので、例えば國の人権教育の取組とか都の取組とか葛飾区も当然やっていますので、そういうことも踏まえて子どもの意見表明とか、子どもの最善の利益を守るということがこのプランの中に位置付けられているとも思いますので、ちょっとご検討いただければ有難いと思います。ありがとうございました。それでは、委員お願いします。

○委員 こんにちは。よろしくお願いいいたします。資料の方ありがとうございました。私のところからは小さい事ですけど、1点だけ。93ページの生涯にわたるスポーツ活動の推進というところです。高齢者の健康づくりの推進のところにある体力テスト測定会やレクリエーションスポーツの普及については、恐らくスポーツ推進委員が主管として活動しているものになると思うので、高齢者向けではなく、区民全体に向けての事業なんですけれども、ここにスポーツ推進委員が関わっているというのを少し文言として入れていただけると、他のところは体育協会やら各クラブが関わっているということが書かれていますので、スポーツ推進員のことも入れていただけたらいいかなというふうに思います。②の生涯に渡るスポーツ活動の推進のところに「かつしか地域スポーツクラブ」をはじめ、と書いてある内容で、この6項目ある中、かつしか地域スポーツクラブは下から2番目

なのかなとちょっと思いました。どこがいいというのではないですけれども、位置付けとしてここなのかなと、ちょっと読んでいて思いました。以上です。

○委員長　はい。位置付けのことだとか、そういうことですね。生涯スポーツ課の方から何かご説明はございますか。

○生涯スポーツ課長　生涯スポーツ課長でございます。表記の方につきましては、もう少し工夫をさせていただきながら、表記順等についても教育総務課と相談しながら、工夫はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長　大事な指摘ありがとうございました。よろしいでしょうか。では、委員、青少年対策からお願ひします。

○委員　皆さん、こんにちは。よろしくお願ひします。我々、青少年委員というのは、地域教育課、教育委員会の地域教育課に付属しております、教育委員会から出てきたこういうふうな案件に準じてですね、その実態を報告したり、地域に落とし込んだり、あとは学校と相談したり。パイプ役をやっている団体であります。先ほど、話がありましたようにもっと行政に絡んでいきたいと。ごもっともな意見なんですけれども、これは私達の力不足で、もっと我々が皆さんと交流をもちながら、各委員会からの情報を落とし込むべきだったと思思いますので、これは私の力の至らなさなので、申し訳ございません。今後も前向きにやっていきたいと思います。

青少年委員会から、青少年委員会の意見として、個人の意見はあとで話しますけれども、小学校、中学校において今一番問題になっているというのは、定例会を持つ各ブロック、専門部がこぞって話をするのが、障害のある子ども達のこと。このことについて、約半分前後の定例会が進められております。今期もそうです。健全な子ども達に関してはみなさん活発な意見が出ると思うのですけれども、障害のある子ども達をどのように対応していくのか。学習センターに行かせていただいて、実態を把握するだとか、いろいろ話はするのですが答えがありません。今回のこの条文についても、やはり話し合えるのはそこの特化した部分というのは少ない状況になると思しますので、少しあは大きく見ていただければなというのが正直なところです。ただ葛飾区役所の子ども窓口相談課、あと子育て支援課がその障害のある子どもたちの家庭も紐づいた問題のところまでやっていただいております。窓口も増やしていただいております。それと、教育委員会の放課後支援課の方から連携していただいて、今、一生懸命、枠を外して子ども達のことをやっていただけないか、という話を青少年委員会で話をしています。

もう一件、待機学童の問題。待機学童の問題でも「実態はこうなんですよ」、教育委員会の皆さんにはこういう認識でこういう方式でやっていただいているけれども、「実際のところはこうなんですよ」という報告はさせていただいております。それを加味した上で、いろいろなところにこういう文言として書いていると私は思っておりますので、一言一句ものを申すことは何一つないというのが青少年委員会の考え方です。

最後に一つだけ。これは個人的な意見なのですが、申し訳ないですけれども、今プールの水泳の活動も外部ソーシングしている。どんどんプールが必要なくなっている。葛飾の学校の体育館の2階にある立派なプール。中青戸小学校、こすげ小学校、葛飾小学校もそうですよね。すごく立派な

プールがある。それはいずれ使われなくなる。グラウンドの横、1階にあるプールはそのまま潰してしまって運動場にすればいいとは思うのですが、後からできた立派なプールをどのようにして活用していくのか。いろいろなところに話を聞くんですけれども、まだ方向性が分からぬ。プールを潰すのであれば、体育館ごと潰さないといけない。そんなのもったいないですね。何か活用を早々に、この4年、この案が実施される間に、全ての小学校はアウトソーシングすると思うので、そこだけはここでやっておいた方がいいんじゃないかなと思いながら、個人的な意見なんですけれども、回答いただければなと思います。以上です。

○委員長　はい。ありがとうございました。事務局の方でご回答お願ひします。

○学校教育推進担当課長　学校教育推進担当課長　江川でございます。ご質問いただきましたプールの件でございます。先づ方針としては、ご承知おきのとおり、小学校については、屋内温水プールに移行ということで、移行している学校につきましては学校のプールの方が今は活用がされていなくなっているということで、我々の方としても使わなくなった後をどういうふうにしていくかということについては正に検討段階ということで、まだ具体的な方針等が出来ていないところでございます。そちらについてはしっかりと今後検討していきたいと考えております。

○委員　すみません。担当課長に申し訳ないのですけれども、プールだけではないですよね。プールに付属する着替えのロッカールームもいっぱいありますし、プールの奥、体育館の上にあるプールに関しては、有効利用出来るスペースがあるのです。検討、検討で長引かせない様にしていただきたいなと本当に思っております。こうやってやりますよ、こういう方向で考えておりますよ、というところを学校の方に示していただきたいと。例えば、うちの中之台小学校は、今回浄化システムをそろそろ買い替えなきやいけない。莫大な金額になる。しかも内装も塗り替えないといけない。「さて、どうしましょう。」と。自分は、区役所の人間でないから分からぬのでちょっと相談してくれという話をしたところ、アウトソーシングしているというわけなので、いつそこで来年からそういうふうにすればという話をしました。で、その後はどうなるのですか。何も決まってない。今、うちの小学校は有難いことに児童数が増えてきましたので、教室が足りない。一生懸命、教室を空けるために苦労するんですけども、ここはダメ、あそこはダメ。法律的にどうのこうの話が進まない。これはちょっと前からの話なんですけれども、こういうプランを作っている間なんで、必ずこのプランを実施する時には全校プールが無くなると思いますので、しっかりと前向きにやっていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○委員長　ありがとうございます。貴重な意見いただきました。続きまして、委員お願ひします。

○委員　88ページの学校運営協議会の設置というところの中で、社会に開かれた教育課程の設置という文言がございます。意味合い的には分かるのですが、この文言をもう少し具体化していただければいいのかなと思います。それと先ほども委員からお話をありましたが、こんなに立派なことを長い時間かけて皆さまで検討しているところでございます。これをどうやって区民並びに保護者の方に浸透していくかということ。これを推進していく中では、学校の先生だけとか、教育委員会、行政の方、また関係団体の方だけではちょっと不可能ではないか、やはり区民の協力を得るところもいっぱいあるのではないかと思います。そこをどういうふうにしていくかが非常に課題だと思

ますので、それを今後ご検討していただければと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。特にこの 88 ページの件ですね、区民の協力の点で担当課の方でご説明をお願いします。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。ご指摘ありがとうございます。先ず、学校の「社会に開かれた教育課程」の実現というところの文言については、学校運営協議会自体が文科省で定めた新たな学校評議会に変わるような形での運営協議会の実現を求めていました。その中でこういう表現を使われておますが、もう少し、より具体的に分かりやすくということであれば、それについては持ち帰って検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。委員、お願いいいたします。

○委員 私共、学童保育クラブ連盟といたしましては、87 ページ、学童保育クラブの設置については担当課の課長等といろいろ相談をしながら、我々がどういったことが出来るのか、引き続きお話をさせていただきたいと思っております。

別な箇所ですね、72 ページの体系図のところなんですかけれども。こちらの年齢区分については何かご参考にされる資料等があつてこの年齢区分になっているのかが先ず 1 つでございます。

○委員長 ではその件について、教育総務課長、お願いいいたします。

○教育総務課長 それぞれ高齢期、壮年期等の言葉はありますけれども、社会通念上、用いられている言葉の定義ということで整理をしたところでございます。例えば、就学前であれば 0 ~ 5 歳ということで幼児期、その後、中学校までを学童期、以下、20 歳過ぎには成人といったような形で文言を定義付けているものでございます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 それでですね、一般的にこのエリクソンの 8 段階の発達段階説というのが出てくるかと思うんですけれども、今回、成人年齢が引き下がって 18 歳になったというところで、この青年期の定義が 16 ~ 20 歳でいいのかということ。あと、この年齢区分が、例えば青年期が 20 歳までで成人期が 21 歳なのに、壮年期の 40 歳がかぶっていたりとか、そういうところが一貫されていないのかなど感じたのと、先ほど、委員から子どもの権利、児童の権利に関する条約についてご指摘があったんですけども、18 歳というのを子どもと位置付けるのであれば、そこにラインを引かなくていいのかなというものが 1 つ疑問として感じております。これは、基本方針のいろいろなものを区分分けするためにこの年齢っていうと思うんですけども、一般的に教育の世界で児童期というのは 12 歳で区切られると思いますし、そこら辺でどういうふうにラインを引いて、区民の方に示していくのかというのが、やはり学童を運営する側でも 12 歳というのは 1 つ、小学校ということでラインがございますので、あるのかなと感じております。

また、前回の計画の中で、これは連盟のいろいろな会議の中で少し意見聴取をして出てきたことなんですが、やはり子どもは 18 歳までとして定義した時に、16 歳から 18 歳までの、いわゆる高等教育を受けているお子さんに対する支援というのがどうしても抜けてしまう。これは義務教育が 15 歳までで、区立の施設が区内にはどうしても中学校までしかないという行政的なものもあると思うんですけども、16 歳から 18 歳に位置付けられた子どもに対する支援というのをどのように区と

してバックアップしていくのか。幼保小中高連絡協議会という形で名前が出てきていますが、そこにスポットを当てたとなると、全世代型の教育というところでしかサポートの部分が出てこないということで、私も途中から参加して、議論が進んでからこんなことを言うのは何なんですかけれども、その辺について、どういうふうに考えていくのかは、まだ時間が許すのであれば、やはり高等教育を受けている16歳から18歳にスポットを当てた支援っていうのが何かあるのかということでは文言として出てくるといいのかなということがありましたので、この年齢区分についてこれでいいのかというところを再度ご検討いただけたらいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。これについて、何かコメントございますか。

○教育総務課長 若干、補足でございます。こちらのイメージ図というのは、皆さんに文言だけでは分かりづらい基本方針の3つが一人の個人に着目した場合にどういうふうに当てはまるものかを図示してみようということでチャレンジしたものでございます。ご指摘いただいたように、年齢がかぶっていたりはございますけれども、趣旨としては今申し上げた趣旨で作成したものでございます。こちらについてはこの中に最終的に入れ込むかどうか、最終的な判断になろうかなと思ってございます。

また、中学校卒業以降のお話でございます。検討の余地というお話でございましたが、現在、区が事業として取り組んでいる具体としては、幼保小中高連携という取組の中で、高校生を対象として、中学校からいかに高校に接続出来るかといったところで大綱の1つにも掲げているところでございます。ご指摘いただいた具体的な取組内容が入れられるものかどうかについては、持ち帰って考えみたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長 ありがとうございました。大事な指摘でした。ありがとうございました。続きまして、委員、お願いします。

○委員 私からは38ページですね。一人ひとりを大切にする教育の推進のところの特別支援教育の推進のところがございますが、例えば、私たち私立幼稚園に通われている特別支援が必要なお子さんは、就学相談といって教育委員会に相談に行きますと、そこから書面の調査の封筒で児童についての状況であるとか、あるいはその後に行動観察に先生の方から書き出していただくような形になっています。書面調査と行動観察は本当に1、2時間程度だと思うのですが、この就学相談に行われる保護者の方のほとんどは常に幼稚園とかあるいは子ども総合センターとか、そういうところと何らかの形でつながっていて、子ども総合センターの方では葛飾区5歳児健康調査という、結構、画期的だと思うんですけれども、各ご家庭への一斉調査があつて、そこでいろいろ心配事があつたりとか、子育てにお困りだとか、そういうことから療育や支援につながっていくお子さんというのが非常に多いんですね。子どもセンターの発達相談とかそういったところと、この就学相談を受ける教育委員会のお子さんというのはどのような形でつながっているのか、伺えればと思います。

○委員長 担当課の方でお願いします。

○学校教育支援担当課長 就学相談を所管しております、学校教育支援担当課でございます。子どもたちの情報について、相互間に連携が必要である場合は保護者の同意を得て、記録として保護者からいただくような形をさせていただいております。と言いますのも、私達の方で連携していいか

どうか確認をせぬまま、そのまま学校の方に渡していい情報かどうかということは判断がしかねる状況になりますので、就学相談としてご相談いただいている時に、発達センターとか、そういうところから情報をいただければ、より良い環境整備に役立てられるかもしれないというところで、ご同意いただけた場合はそういったところの担当者と連携することも可能になります。そのような対応を現在はさせていただいているところです。

○委員　はい。それで幼稚園連合会でもよくこの話題が出るんですけれども、出来ればもっとつながって欲しいなというのが実感なんですね。保護者の同意というのは大きなハードルであるんですけども、その辺をどうやったらもっとハードルを下げられるのか、あるいは、確かな情報かどうかは分からないですけれども、他の自治体ではかなり情報共有がなされているようなところも多いと承っていますので、そのような形で幼保小連携の中で、特別支援教育についても当然、小学校の前に幼稚園がありますので、そういった幼保小の連携を少し考えていていただけたらなというのがございます。

それと、幼保小連携に関して言えば、当然、小学校の前段階として幼稚園があつて、保育園もそうですけれども、就学前の通う場所が必ずございますので、先ほど、外国人の児童が加速度的に増えているというお話もありましたが、これはもう、小学校だけではなくて、幼稚園も全く同じ問題を抱えています。当然、何らかの対応が必要だろうなとも思っていますし、また、家庭教育の話に関しましても、本当に幼保小は連携というか、つながっている話でございますので、体系の中に幼児教育が出てきたり、あるいはアンケートの中でも幼保小の連携は重要とか、あるいは家庭教育の早寝・早起き・朝ごはんとかですね、そういったことで幼稚園、保育園の保護者の方のご意見も今回のこの骨子案に入れていただいているので、今後は、より幼保小の連携を意識した内容、項目もボリュームを増やしていただけると有り難いなと思います。

○委員長　ご指摘のように、幼児期の教育はやはり教育の基本になるものなので大事にしていきたいと思います。ありがとうございました。委員、お願ひいたします。

○委員　前に質問している、一応今日は民生委員児童委員の代表として来ていますので、その話をさせていただきますけれども、この民生委員児童委員というのがほとんど出てこないと、どうなっているんだって質問した時に、民生委員児童委員は地域の代表として、あるいは地域の中で活動していただいているという回答をいただいたかと思います。それで見ますと、不登校の支援だとかいじめの問題とか、虐待とかというのは個々の委員がやっているところもあるんでしょうけども、この基本計画に沿っていきますと、民生委員児童委員が活動しているのは放課後子ども事業、いわゆる「わくわくチャレンジ」とか、あるいは「学校地域応援団」として、その中として活動しているのかなという感じがしているんですけども。自主的には必ず地域安全活動連絡会というのが年に2回ありますと、そこで必ず言っているのが登下校の見守りをしていますよということは、民児協で協力しますよということは必ずお話をさせていただいているんですけども、それは置いといて、学校地域応援団や放課後わくチャレで活動している委員が多いので、この辺りにもう少し、ページが余っていれば、民生委員児童委員も活動しているようなことを触れていただけると有り難いなと思っております。

それから、もう1点、81ページに関係機関との連携ということで、この中に児童相談所が出て来るんですけども。9月に葛飾区でも独自の児童相談所が出来るようですが、私もこの児童相談所のいろいろな会議に出てて、児童相談所というのは結構いろいろな権限を持っているみたいですね。それを聞いてびっくりしてしまって、そんなにあるの、それが全部、区に降りてくるんだということ、子育て支援部長に言われたのかな。東京都だけではなくいろいろな持っているもの、権利というか何というか、葛飾区に降りてくるから、今度はいろいろなことが出来るんだということを言わされたんですね。結局出来るんだったら、いろいろなことが葛飾区は出来ますということが出ていて、その辺りもう少し詳しく書いた方がいいんじゃないかなと思いました。以上です。

○委員長 2点のご指摘でしたけれども、担当課の方でお願いします。

○地域教育課長 先ず1点目、わくチャレと応援団についての民生委員との関わりというのを表現して欲しいというご質問について、地域教育課長の方からお答えさせていただきます。先ほど、スポーツ推進委員の方からも、関係している部分なので、もう少しPRではないんですけど、関わりをっていうようなお話をございました。その時もお答えしましたけれども、全体的にそういう関係団体の方、いろいろな事業に絡んでいただいております。それにつきましては、この計画を策定するに当たって、教育総務課と教育委員会事務局として、どこまでその関係団体を書くかということは整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。今、委員からご指摘がありました児童相談所が出来るというのは、ある意味では画期的で、いろいろなことが変わると思うんですね。大事な指摘ですので、ぜひ対応をお願いします。もう1つの方はいいですかね。よろしいですか。はい、どうぞ。

○学校教育支援担当課長 学校教育支援担当課でございます。ご指摘いただきました点、ありがとうございました。こちらに青少年委員の皆さんも民生委員の皆さんも、子どもを支えるという視点でお集まりいただいている、ご協力いただいている方々ばかりと思っているところです。今回、信頼に応える学校というところに、「関係機関等との連携」をこれまでにはなかった項目として追加させていただきましたが、そういった連携しなければならない所管の課であるとか、あるいは関係機関等がより幅広くなってきてるところでございます。生活指導の面からいっても、警察もしかり、また児童相談所や先ほどの話も出ましたように、多岐に渡っての関係機関がありますことによって、こちらに全て記載することは非常に難しいところがございますが、一番重要なのは、やはり子どもを支えるという意味では様々な関係機関と手を組んで行くこと、その重要性は私達も感じているということで追加させていただいておりますので、表現の仕方については工夫させていただきます。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。それでは、委員、お願ひいたします。

○委員 今日もまた最後にお話をさせていただきますが、実は昨日の早朝のテレビだと思いましたけども、学校の教職員、先生方が精神疾患にかかってしまって、お辞めになっている。それから職場を変える先生方が4千人も出ると。間違いかな、えっ、こんなに多いのというふうに思ったぐらいだから、多分4千人で合っていると思いますけれども。今日のこの教育の関係から言えば、中学までが先ずは第一前提なのかなという時に、ああいう報道をされてしまうと、こんなことやってて

いいんだろうか、先生方はみんな参ってるんじゃないかなというふうに思ってしまうんですよ。だから、仕事が相当酷で辛くて参ってしまうということなのかな。一時に比べると、だいぶお帰りになる時間が早くなつたようですけれども、それでもやることがごっそりあるということを校長先生に聞いておりますので、どうしたらいいんだろうというふうなことを話し合つたこともありました。とにかくそういうことを、先生にちょっとお願ひしたからやつてあげてという、みんな個別に言えば悩んでるよというところは一番気になりました。

それから、本件に入りますと、3番のかつしか教育プランの検証と評価、よくまとめていただきましたね。ＩＣＴとか、それからお子達のやれた具合というのかな、ぐっと伸びたとか、少ししか伸びていないとか、そこまで具体的に書いてもらっているのは誠に、特にＩＣＴのところの主体性と競合性というのかな、これの教育の現実のところは相当高くなつているように見ました。だから、ここで言いたいのは、成果が上がつたとか上がらなかつたとか、もうはつきり書いていただいて反省する。課題として次に持つていく課題が出たよ、というふうに出していただいたのは誠に結構だと思っております。

それから、第4章のところで言えば、基本理念、それから基本方針、本当に誰でもが分かりやすく、私でも理解出来るような文言がたくさん出てきますので、あとは見やすい字にしていただきたい。仕上がつた時に見にくく字と見やすい字というのがあるんですね。ぱっと見れば、7割から8割方、内容が分かるような字体というのがあるようですので、少しちょと研究していただけますかね。

それから、先ほど、他の委員からも意見が出ていましたが、この計画書は区民に向いているんですよね。そうしたらやはり、予算の問題がいつも壁になるんですけども、末端まで行かないんですよ。例えば、自治町会から来ていますから自治町会の話をすると、今、毎回、一番下の町会までの会議はやつています。だいたい、1月と8月は除いていますが、それ以外は毎月やつてます。そうすると、今、葛飾区で19地区持つてますので、19地区の会長の会をやつてます。その上に区町連の19地区の総連会長を集めた会合も、これもほとんど毎月、6月とか8月とか、そういうところは除いていますけれども、そういう形で連携はきつと出来ていて、町会員まで降りるんですよ。非町会員は降りませんけど、町会員までは今のところでは。私はここでの会議で言えることと言えないことがありますけれど、今こういうことをやつていて、ここに今、焦点が来ているよとか、そういう話を差し障りのないところで話しています。そうすると、いろいろな人がいますので、お仕事兼業でやつてる方もたくさんいらっしゃるし、何もしてないっていうのが私ぐらいしかおりませんので、後はほとんど自分のお仕事を持つていて町会の仕事もやつてるとか、そういう2つも3つもやつてる方達ばかりの集団ですので。だから1つ言えば、そういうところも使っていただいて、個人の家庭まで降りていく。町会員だけですけれど、回覧物で回すとか、または掲示物で回すとか、そういうようなことでやれば、相当伝わるんじゃないかな。役所と警察、消防からくる回覧物・掲示物っていうのは、ほとんどみんなどこでも貼つてありますから。そういうものを活用してください。区民のところまでどうやっていくかっていうと、町会で言えばそういうことですよ。ただ他のルートもきつちりありますので、そこをちゃんと吸い上げていただいて。ただ区民までは予

算かかります。かかっても、ぜひとも末端までいって欲しい。区民1人のところまで、全所帯いくと二十何万世帯だから多分予算上はきついですよね。しかし、安く仕上げる方法というのがあろうかと思いますので、例えばこんな冊子にしないで、何か大きな紙を折り曲げて小さな形にするとか、ちょっと知恵を絞っていただいて、本当に区民に行き渡るような形でいければ、非常に良い計画が出来つつありますので、自信を持って、我々はこれを関係のところにコマーシャルしていくべきだと思っております。以上でございます

○委員長 ありがとうございました。今、委員から、特に第3章、4章についてよくまとまるご指摘をいただきましたし、ぜひ見やすい形で区民に届けていくと、非常に大事な点をご指摘いただきました。ありがとうございました。

それでは、委員からお願いいいたします。

○委員 今日は皆さん、いろいろなご意見ありがとうございました。教育は学校教育だけではなくてですね、地域にもいろいろな共有物があるんだなということがすごくよく分かりました。私、その辺のことはあまり勉強不足でして、返すようなことがないのですけれども、ちょっと学校教育の中でのいろいろな質問をさせていただきたいと思います。先ほど、質問はさせていただいたのですけれども、それ以外のことについて少しお聞きしたいと思います。

先ず、83ページに学校評価、開かれた学校づくりの中の学校評価というところで、第三者評価というのがあるんですけれども、これは毎年やられていることかと思うのですが、この計画はどのように今後お考えになってるのか。特にICT関係のことですね、かなり課題が多くなっていっているので、その辺をどうお考えなのかということが1つ。

その次の84ページですが、ICT環境の充実ということで、ちょっと記憶が間違っていたら申し訳ないんですが、来年辺りに新しい環境整備が入ってくると思うんですけども、そのことについて具体的にどのようにお考えになっているのか。例えば、最近はチャットGPTなどが出て来てですね、教育の中にAIを持ち込んでというのが出て来ますけども、そういうようなことについて次回の環境の整備では、どのようなことをお考えなのかというようなこと。子どもが使っていいのかとか、使うためにはどんな環境整備が必要なのかとか、どの辺りまでお考えなのかということですね。

それから、後半ばかりで申し訳ないのですが、86ページに、私、この早寝・早起き、朝ごはんっていうのがすご気に入っています。ずっとこのことについて葛飾区は取り組んでおられるんですけども、この生活習慣がですね、かなり変化して来ている中で、例えば、ICT漬けの生活が子ども達の周りにはいっぱいあります。そういうふうなものに対して、どういう指導でどんな生活習慣を子ども達に付けていくというふうにお考えなのか、ということが3つ目ですね。

それから88ページです。先ほどから少し話が出てきますけれども、その③番の表の中の一番下に学校運営協議会の設置というのがありますが、先ほども少し協議会との関係なども話されましたけども、この学校運営協議会というものについて、私も幾つかの学校の委員をさせてもらってるんですが、どうも学校運営協議会の考え方方が国の考え方とちょっと違っているような感じで、学長の方がその協議会を設置をして、そこに評議員、協議会の委員さんに集まってもらって学校の

方針を説明してそれで終わりというような感じなんですが、そういう運営協議会でいいのかということですね。もっとその地域力を活用して、学校の負担を減らすような、そういうような取組をするような計画はないのか。多分、この学校運営協議会に集まってこられる方々というのは、すごく教育に関して問題意識を持って集まってこられていて、いろいろな意見をおっしゃるわけで、その意見がもっと活発に出る場を提供したりとかですね。それからもっとこう、地域の方に社会に開かれた教育課程というようなことも書いてありますけれども、協力をしていただいて、学校の活動を支援してもらうような仕組みが出来ないのか。私も入っているところでオヤジの会というのを作っているような運営協議会もありまして、そこが頑張って日曜日にお父さん方が集まって、子どもたちも校庭に集まって、そこで校庭に必要な花壇の整備とか、ベンチを作ったりとかを子どもと一緒にやっているようなところも見受けられるので、そういう方向に向いていく方がいいのではないかというようなことを考えてますが、その辺はどういうふうに今後お考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○委員長 時間が来てしまったんですけれども、手短に担当課の方で。今4点ありました。どうぞお願ひいたします。

○指導室長 指導室長でございます。冒頭の第三者評価につきましては、こちらは希望の学校を募って、例年10校程度の予算を頂戴しているところでございます。校長経験者、また外部有識者を各校の方に派遣をいたしましてご評価いただき、学校経営活動、そのような取組をしておりますので、しっかりとというところでは取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○委員長 担当課長、お願ひします。

○学校教育推進担当課長 私からはICTの関係のご質問にご回答させてください。先ず、環境の整備のところにつきましては、今、学校が使っています、校務、事務、あと学習で使う学校教育総合システムというのがございまして、そちらの全面リニューアルはもう少し先の令和10年度に新しいシステムにするというスケジュールとなってございます。

また、チャットGPTのような生成AIのところにつきましては、先日、7月に文科省の方からも利活用についてのガイドラインが先ず示されたところでございますので、その点を踏まえながら、葛飾区としてもこちらをどういう位置付けにするかも、これからしっかりと検討していくたいと考えております。今、葛飾区では情報活用能力の育成指針という方針で、各発達段階に応じてどういうふうに育んでいくかを整理しております。その中に生成AIの取組のところにつきましても落とし込みが出来ればと、現在、考えているところでございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。他の部署ではどうですか。

○地域教育課長 地域教育課長です。3点目、4点目、早寝・早起き、朝ごはんカレンダーの部分でございます。委員がおっしゃったとおり、ICT漬けというところもございまして、そこら辺は学校の、すでに1人1台タブレット端末というところがございますので、学校のルールと併せてやっていく。あと、地域教育課としては月1回、ノーテレビ・ノーゲームデーというのがございますので、そういったところで周知を図っていきたいと考えております。また、コミュニティ・スクールにつきましては、委員もご存じのとおり、本区としても来年度以降にモデルを実施したいと思

まして、今年度すでに導入している区の聞き取り等を踏まえて、どのような形で葛飾区版のコミュニティ・スクールというのを導入していくかを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。続きましては委員、お願ひいたします。

○委員 はい。だいぶ座り疲れたのではないかと思うんですけども、もうちょっとでございます。皆さま方のコメントと、それから今日の質問等を聞いていて、大変意識の高い委員が多いというふうに思っております。

私の方はですね、4点ございます。先ず、第1番目にカタカナ表記が案外多くてですね、これを本当に読んで意味が分かっているのか、例えばウェルビーイングと言われた時に、これは何なのか。あるいはチャットG P Tにしてもそうですし、DXという言葉が出て来ても多分分からないところがありますから、出来ればこういうのは用語集のようなものを入れるだけで、やはり定義付けが必要ではないかと思います。

2つ目でございますけれども、72、73ページに概念図がございます。概念図というのは、この計画をぱっと分かりやすくするということですから、計画の中間に置いてもあんまり意味がない。そこまで多分、読んでいる人が行き着かない可能性が十分ありますので、計画書の最初のところに持ってきて、概念図をズバって出した方がいいのではないか。アイデアの見える化は最初に持ってきた方がいいというのが2点目でございます。

3点目はですね、92、93ページにもあるんですけれども、103ページのイメージ図がございます。これ、大変お役所的な書き方で、一般市民が一番下にいる。サービス経済的にいうと、本来であれば区民は一番上のお客さまであるということを考え、ちょっとその辺をお考えいただいた方が、見る方からすると、お、我々はこのように持ち上げられているというふうに思えるのではないかなどということでございます。もう1点、92ページ、93ページに障害者というのがございます。相変わらず、障害者の害が、害をもたらすの害になっている。これは区として出す場合に、教育委員会が障害者に対してこのような姿勢なのかというふうに誤って取られる可能性がございますので、出来ればこの辺は変えていただいた方がいいのではないか。これが今のところ3つ目ですよね。

4つ目、そろそろ本題でございます。これは長く言いません。学校運動部活動が変わります。これはシステムの大きな変化でございます。「学校部活動から地域クラブ化に移行」というふうに、スポーツ庁と文化庁が言っております。それを3年間で手始めに進めろと言っているわけです。これから5年間のことを考えますと、今までのシステムを維持していく云々というよりも、地域クラブ化にどう対応していくかということをもうちょっときっちと考へないといけないと思います。特に92ページには、生涯スポーツ課のやる範疇の中にそれが入っていないので、これはぜひとも入れておかないと、今後5年間のところではちょっと辛いのではないかと思われます。以上でございます。

○委員長 大変なご指摘いただきました。これは今の段階でお答え出来ることがありましたら。教育総務課長、お願ひいたします。

○教育総務課長 先ず1点目のカタカナ用語については、恐れ入ります、第5章の後に参考資料と

して用語解説を付けてまいります。今回はご覧いただいていませんけれども、次回までにご用意して言葉の定義を明確にしてまいりたいと存じます。

イメージ図については、ご指摘を踏まえて、掲載の場所、それから記載の内容を持ち帰って、改めて検討してまいりたいと思っております。

それから、障害の害の字でございます。こちら、いろいろなご議論があるのですけれども、恐れ入りますが、区としてはすでに策定をされております、区全体の行政計画を含めて、この字を用いるということで統一しているところでございます。葛飾区の統一ルールということでご理解をいただくとともに、また、この場で先生から改めてご指摘があったので受け止めていきたいと存じます。以上です。

○委員長 他のところ、どうでしょうか。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。学校の部活動の件に関しましては、91ページの区立中学校等の部活動の充実というところで、今後の方向性についてはお示しをしているところでございます。例の3年間の中で地域移行についてやっていくというところ。国の方針はあるのですけれども、区としてどのような形が適正なのかは今検討している段階でございますので、それについては引き続き協議を関係機関と合わせて進めているところでございます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員から、この計画について、非常に根本になるお話をいただきました。ありがとうございます。委員、お願ひいたします。

○委員 前2回、授業と重なってしまって欠席して、申し訳ございませんでした。その間、議事録読ませていただきながらも、なかなか状況が掴めなかつたんですけれど、今日、皆さまのお話を伺って、ご発言の背景がよく理解出来て、すごく納得が出来る思いがいたしました。その中で、気付いたことを3つだけ、要望みたいな話なのでお答えはいらないと思いますけど、お話ししたいと思います。

1つ目は、ぜひとも、大人についての言及をたくさんしてくださいということです。今日、たくさんの委員の皆さまから「こういうこともやっている」ということをいっぱい言ってきたと思うんですけど、どうしても、こういう教育の計画を書く時に大人は教員っていうところがですね、目立ちがちなのですが、こんなにたくさんの大人が寄ってたかって、やってるんだっていうことが伝わるような、大人へのリスペクトのようなことが伝わるようなものにしていっていただきたい。

先ほど、委員からもありましたように、表記の中にですね、例えばの話ですけれど、一番初めにこういう人が関わってますというところにきちんと姿が伝わるように、こんな人達がいますよっていうことがあって、そういう人達が計画の中で言及されていくと非常に分かりやすいのではないかと思います。

それから、2点目は逆に子どもの話ですけど、子どもからの視点、委員もお話をされましたけれど、対象としての子どもだけでなくですね、当事者としての子どもということも、きちんと表現出来るようにして欲しいなっていうのが2つ目です。

それから3つ目は、それを合わせてですけれど、多くの皆さんにおっしゃられているとおり、伝わるメッセージでというところだと思います。せつかくいろいろなことが書いてあるのに、先ほど

のＳＤＧｓであったりというところもありますけれど、決定的な一文、一個の表現っていうのが抜けてしまうと、せっかく書いてあってももったいない。誰一人っていうようなことがあるだけで、今まで聞いてたことがちゃんと伝わるとか、そういういた文言のところを丁寧に詰めていけるといいなと思いました。突然、現れての勝手な感想ですけれど、以上となります。

○委員長 ありがとうございます。子どもと大人のメッセージ、それは子どもの視点に立った大前提ですね。それから、文言の修正ですね、整理の方向についてご示唆いただきました。ありがとうございます。

それでは、教育委員会のお二人の部長、次長、教育長にコメントと言いますか、考えを教えていただきたいと思います。最初に、子育て支援部長お願いします。

○子育て支援部長 子育て支援部長でございます。2点ほどです。骨子案ということなので、1つは、先ほど、葛飾区がこれから目指す教育の中に、ＳＤＧｓ、子どもの平等な権利ということで新たに加えられているわけですけれども、この辺りをですね、例えば3ページの計画の位置付けのイメージ図に反映するのかしないのか、ということも含めて取り扱いをどのようにしていくか。多分、この2つはあまねく内容に関わってくる話だと思うので、表現はすごく難しいとは思うのですが、その辺りのご検討をお願いしたいなというのが1つ。

それから、もう1つ。これも図案なんですけれども、72ページの、今回、これも新しく入ったところで、年齢区分の話等も含めて、また再度改めて検討するというお話をしたので、あまり細かい話はしないんですけども、1つだけ。基本方針1のところ、学校教育の推進のところなのですが、この中に年齢区分でいうと、今の状況だと幼児期0～5歳が入っているんですね。3歳以上に幼稚園が入って来るというところで、それは分かるんですけども、0～2歳のところが、例えば、保育園との連携という意味で基本方針1に据えられているんだ、含まれるんだということだと、ちょっとこれは子ども真ん中のにはどうなのかなというところが気になったところでございまして、そこはやはり乳児期も含めて教育、独立した部分で何か書けるものがあるのかないのか。その辺りもご一考いただけすると有り難いなと思います。以上でございます。

○委員長 大きな2点、お話をいただきました。ありがとうございます。学校教育担当部長、お願いいたします。

○学校教育担当部長 本日は、本当に活発なご議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、前回までいただきました皆さまからのご意見、こういったものを反映させた、出来る限り反映させていただきました形で、体系案、骨子案をお示しさせていただきました。本日お示しさせていただいた案につきましても、本日皆さまから大変活発なご意見をいただいたところでございます。事務局の方で一度持ち帰らせていただく部分もありますので、しっかりと中で検討した上で、改めて、本当に実行性のある計画にしていきたいと考えています。

また、本日、皆さんからは、特に区民の方々への浸透という言葉でご意見いただきました。私共、教育委員会といたとしても、区民の方にいかに理解していただくか、知っていただくか。こういった視点でこの周知の仕方等についても検討してまいりたいと考えております。本日はありがとうございました。

○委員長　まとめ方の方向性についておっしゃっていました。教育次長、お願いいいたします。

○教育次長　本日もどうもありがとうございました。先ほど、会議の中で事務局から基本理念について考え方の説明をしていただきました。基本理念という言葉を使うのか、コンセプトという言葉を使うのか、それは検討していただくとして、今回の計画が何を目指しているのか、何を大切にしているのか、何を実現しようとしているのか、この辺りが、しっかりと区民の方に伝わるようなフレーズを考えていただければと思います。特にここから基本方針に入っていく、取組に入っていくという、第4章のスタート部分ということでございますので、しっかりと考えていただければと思います。以上でございます。

○委員長　ありがとうございます。教育長、お願いいいたします。

○教育長　本日のご議論も聞かせていただきまして、事務局も様々考えを深めているところでございますけれども、それをいかに言葉として適切に、分かっていただける言葉にしていくかが大事だと、改めて感じておりますので、更に精査をしてまいりたいと考えております。

また、子どもたちは、教育委員会の教育の計画だけで育っているわけではありません。福祉部も絡んでいます、子育て支援部も絡んでいます。それは縦割りということの弊害ということではなく、やはりそれぞれのところがそれぞれの責任を持ってやった上で、どう連携していくかということですね。この教育の計画にどこまでどのように書くかと、連携、子どもに関わること全部入れると、区の計画ぐらいに大きなものになってしまいますし、教育の計画としてどこまでどのように表現していくかにつきましても精査をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

○委員長　ありがとうございます。教育の計画として、どういうふうに作り上げていくか、ということでご示唆をいただきました。ありがとうございます。

時間が延びて申し訳なく思っております。私の方から、2点だけお話をします。今まで重なるのですけれども、実はこの体系の流れで非常によく作られていて、空欄もありますけれども、先ほども委員や他の委員の皆さんからも、よく作られているんじゃないかとご指摘があって、私もその点、非常に分かりやすく作られていますので、ぜひ、これを精査していただいて、きちんといただけると有り難いと思います。

1点は、何回も皆さんからも意見が出ましたけれども、72ページの発達の部分です。これはある意味では、子どもを中心とした時に子どもをどういう視点で見るかという見方の問題ですので、これについてはいろいろな学問的な背景もあって、発達の区分にはいっぱいあります。根っこはやっぱ法的な部分なんですね。例えば、児童福祉法ではこう言っている、学校教育ではこう言っているとか、そういうものがあります。それも明確にしながら、今、教育長からもお話をありましたけれども、教育という目で見た時に発達をどう捉えるかというふうになると、絞られるかなという気がしますので、その辺の論拠を明らかにしながらこの構成図を作ると非常にいいと思っています。これはやはり、発達という言葉がないと、子どもを一緒に捉えられないと思いますので、この概念、非常に大事だと思います。

それから2つ目。73ページのこの図は非常によく出来ています。先ほど、委員から最初に持つて

来た方がいいのではないかとありましたので、そこら辺の構成の仕方はこれから事務局でご検討いただくこととして、これを多分、カラーで印刷をしてみると随分イメージが違うと思います。そういう意味では、この 73 ページの図は非常にうまく作られていて、全体を示す良い構想になっていると思います。これを区民の方がご覧になって、やはり葛飾はこういうふうに子どもを大事にしているんだと、そういうことが理解していただける図だなと理解したところでございます。

いろいろな面で皆さんのご意見をお伺いしながら、非常に多角的にこの計画書についてご意見いただいていると思っています。事務局と一緒に皆さんの意見が反映出来る形で仕上がればいいなと思ってます。多分、次回までにいろいろなところが整理されて出て来ると思いますので、また率直な意見をいただきながら、そろそろ最終の方向に向けてまとめられるように努力をしたいと思っております。

時間が延びて本当に申し訳なかったんですけれども、皆さんの議論を踏まえながら、事務局で整理をお願いするということで事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育総務課長 教育総務課長でございます。それでは、連絡事項でございます。本日、お手元に配付の第 7 回の開催通知をご覧ください。8月 28 日月曜日、会場はこちらの会議室におきまして開催をいたします。議論いただく内容については、今日ご指摘をいただいた内容を踏まえて素案という形で文言の精査も含めてまとめてまいります。お忙しいところ恐縮ですが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。また、本日、時間のご都合でご発言出来なかつたご意見等につきましては、開催通知の下段にメールアドレス、ファックス番号を記載してございます。8月 3 日木曜日までに事務局宛てに頂戴出来ればと存じます。私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。8月 3 日まで、皆さん、ご意見ありましたらということでございます。ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、これをもちまして第 6 回検討委員会を終了したいと思います。本当に遅い時間になりましたことをお詫び申し上げます。本日はありがとうございました。